### 投資口等に関するお手続き

平成21年1月5日から、上場投資法人については投資証券電子化が実施され、全ての投資 主様の投資口は電子的に記録され証券会社等の口座で管理されています。

これに伴い、本投資法人投資口に関する各種お手続きのお申し出先は以下のようになっておりますので、ご注意ください。

#### 1. 各種お手続きについて

### (1) 住所変更、配当金受取方法の指定・変更等

# A. 一般口座(証券会社の口座)にある投資口

• 投資主様が口座を開設されている証券会社の本支店へお申し出ください。

#### B. 特別口座(注)にある株式

三菱 UFJ 信託銀行証券代行部(特別口座管理機関 電話 0120-232-711)へお申し出ください。

# (注)特別口座について

「特別口座」とは、株券電子化実施までに、証券会社を通じて証券保管振替機構(以下「ほ ふり」といいます。)に預託されなかった投資証券について、投資主の権利を確保するため、発行体である本投資法人の申出により、特別口座管理機関(三菱 UFJ 信託銀行)において投資主名簿上の投資主名義で開設されている口座です。

#### (2) 未払配当金の受取

一般口座、特別口座いずれの場合も、三菱 UFJ 信託銀行証券代行部(投資主名簿管理人 0120-232-711) へお申し出ください。

## 2. 取扱場所別のお手続きの種類について

# (1) お取引の証券会社

【対象】お取引の証券会社の口座にある投資口に関する以下のお手続き

- 住所、氏名の変更
- 配当金受取方法の指定 等

# (2) 三菱 UFJ 信託銀行

#### 1) 特別口座管理機関として 0120-232-711 (通話料無料)

【対象】特別口座の株式に関する以下のお手続き

- 特別口座から投資主様自身の証券会社口座(一般口座)への振替請求
- 住所、氏名の変更
- 配当金受取方法の指定等

#### 2) 投資主名簿管理人として 0120-232-711 (通話料無料)

【対象】全ての投資口(一般口座、特別口座を問わず)

- 未払配当金の支払請求
- 3. 少数投資主権等の行使について

株券電子化に伴い、投資主様の閲覧・謄写請求その他の少数投資主権等の行使に際しては、個別投資主通知のお手続きが必要となりました。行使をご希望の投資主様は、証券会社の口座にある投資口にもとづく場合は当該証券会社に対し、特別口座の株式に基づく場合は三菱 UFJ 信託銀行に対し「個別投資主通知」のお申出を行ってください。

# 4. 投資主様のご住所およびお名前に使う文字のご登録について

投資証券電子化に伴い、投資主様のご住所およびお名前の文字に、「ほふり」で指定されていない漢字等が含まれている場合には、その全部または一部を「ほふり」が指定した文字に置き換えて、投資主名簿にご登録することになっております。

このため、電子化後に投資主様にお送りする通知物の宛名は、「ほふり」が指定した文字となりますのでご了承ください。